

刑務官等体験プログラム(刑務官):年間実施計画(令和8年度)

管区名 北海道矯正管区

研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望
刑事施設における矯正処遇の実務について	札幌刑務所 及び 札幌刑務支所	① 札幌刑務所 札幌市東区東苗穂2条1丁目5番1号 ② 札幌刑務支所 札幌市東区東苗穂2条1丁目5番2号	5人程度	原則として、「①令和8年7月中旬から同年8月下旬まで」、「②令和9年1月上旬から同年2月下旬まで」、のいずれも連続する2日間とし、希望者と調整の上、決定する。	①当所予定等により、受け入れできない場合がある。 ②応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者矯正処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・男性の場合は札幌刑務所、女性の場合は札幌刑務支所で実施すること。 ・大学生であること。
刑事施設における矯正処遇の実務について	旭川刑務所	旭川刑務所 旭川市東鷹栖3線20号620番地	3人程度	原則として、「①令和8年7月中旬から同年8月下旬まで」、「②令和8年12月中旬から令和9年3月上旬まで(年末年始期間を除く。)」のいずれも連続する2日間とし、希望者と調整の上、決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・刑務官採用試験を受験予定であること。 ・大学生(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における矯正処遇の実務について	帯広刑務所	帯広刑務所 帯広市別府町南13線33番地	3人程度	原則として、令和9年1月中旬から同年3月中旬までのうち連続する3日間とし、希望者と調整の上、決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における矯正処遇の実務について	釧路刑務支所	釧路刑務支所 釧路市宮本2丁目2番5号	3人程度	原則として、令和9年1月中旬から同年3月下旬までの連続する2日間とし、希望者と調整の上、日程を決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における矯正処遇の実務について	網走刑務所	網走刑務所 網走市宇三眺	5人程度	原則として、①「令和8年7月下旬から同年8月下旬まで」、②「令和8年12月上旬から同年3月上旬まで」のいずれも連続する2日間とし、希望者と調整の上、日程を決定する。	①当所予定により、受け入れできない場合がある。 ②応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における矯正処遇の実務について	月形刑務所	月形刑務所 樺戸郡月形町1011番地	5人程度	原則として、「①令和8年7月中旬から同年8月下旬」、「②令和8年12月中旬から令和9年1月中旬」のいずれも2日間以上とし、希望者の都合により調整の上、決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・刑務官採用試験を受験予定であること。 ・大学3年次又は4年次(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における矯正処遇の実務について	函館少年刑務所	函館少年刑務所 函館市金堀町6番11号	3人程度	原則として、「①令和8年7月中旬から同年8月下旬」、「②令和8年12月中旬から令和9年1月下旬」のいずれも連続する2日間とし、希望者と調整の上、日程を決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・成人矯正行政全般に係る業務説明 ・刑事施設における矯正処遇(被収容者処遇、各種指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・社会、心理等に係る人間科学又は法律、刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生(男女の別は問わない)であること。

刑務官等体験プログラム(作業専門官):年間実施計画(令和8年度)

管区名 北海道矯正管区

研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望
刑事施設における法務技官(作業専門官)の実務について	札幌刑務所	札幌刑務所 札幌市東区東苗穂2条1丁目5番1号	2名程度	11月9日(月)～11月11日(水)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・刑事施設における法務技官(作業専門官)の業務に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・主に、機械科、工業科、情報処理科、建築科、家庭科、電気・電子科を専攻していることが望ましいこと。 ・大学1年次ないし4年次(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における法務技官(作業専門官)の実務について	旭川刑務所	旭川刑務所 旭川市東鷹栖3線20号620番地	3人程度	原則として、「①令和8年7月中旬から同年8月下旬まで」、「②令和8年12月中旬から令和9年3月上旬まで(年末年始期間を除く。)」の連続する2日間とし、希望者と調整の上、決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・刑事施設における法務技官(作業専門官)の業務に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・主に、園芸・造園科、農業機械科、木工科、溶接科、服飾科を専攻していることが望ましいこと。 ・大学1年次ないし4年次(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における法務技官(作業専門官)の実務について	網走刑務所	網走刑務所 網走市字三眺	2人程度	原則として、①「令和8年7月下旬から同年8月下旬までの期間の連続する2日間」②「令和8年12月上旬から令和9年3月上旬までの連続する2日間」とし、希望者と調整の上、日程調整を決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・刑事施設における法務技官(作業専門官)の業務に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・主に、農業科、機械科、情報処理科、家庭科、電気・電子科を専攻していることが望ましいこと。 ・大学1年次ないし4年次(男女の別は問わない)であること。
刑事施設における法務技官(作業専門官)の実務について	月形刑務所	月形刑務所 樺戸郡月形町1011番地	3人程度	原則として、令和8年1月中旬から同年3月上旬までの2日間とし、希望者と調整の上、日程を決定する。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・刑事施設における法務技官(作業専門官)の業務に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・矯正行政(刑事施設における被収容者処遇等)に興味・関心を持っていること。 ・主に、機械科、工業科、建築科、家庭科を専攻していることが望ましいこと。 ・大学1年次ないし4年次(男女の別は問わない)であること。